

鳥取県告示第428号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売
払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取中央農業協同組合
せきがね犬狹観光株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合
有限会社千疋屋

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで